

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 学資貸与金に係る修正

一 利息付きの学資貸与金の廃止及び学資貸与金の貸与の対象者の修正

利息付きの学資貸与金に関する規定を削るとともに、学資貸与金の貸与を受ける者について、学業成績に関する要件を削ること。
(第十四条第一項及び第二項関係)

二 学資貸与金の貸与に当たつての保証人の保証の要求の禁止規定の追加

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、学資貸与金の貸与に当たつて、保証人の保証を求めてはならないこととする規定を追加すること。
(第十四条第四項新設関係)

三 延滞金の徴収の禁止規定の追加

機構は、返還すべき学資貸与金に係る延滞金を徴収してはならないこととする規定を追加すること。
(第十七条第一項新設関係)

四 学資貸与金の一括返還請求の禁止規定の追加

機構は、学資貸与金の貸与を受けた者であつてその返還が割賦の方法によるものに対し、当該学資貸

与金の返還未済額のうち返還の期限の到来していない部分の額を一括して返還することを請求してはならないこととする規定を追加すること。
(第十七条第二項新設関係)

五 相談体制の整備の規定の追加

機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が、学資貸与金の返還を円滑に行うことができるよう、学資貸与金の返還に関する相談又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備を行うものとする規定を追加すること。
(第十七条の二新設関係)

第二 学資支給金に係る修正

一 学資支給金の支給の対象者の修正

学資支給金の支給を受ける者について、学業成績に関する要件を削り、経済的理由により修学に著しく困難があるものと認定された者とする事。
(原案第十七条の二関係)

二 学資支給金の返還に関する改正規定の削除

学業成績の不良等を理由とする学資支給金の返還に関する規定を削ること。

(原案第十七条の三削除関係)

第三 その他

一 経過措置等

1 この法律の施行前にこの法律による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法の規定により機構が学資として貸与した資金等（2において「旧学資金」という。）については、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行後は、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定による学資貸与金とみなし、同法の規定を適用すること。

2 この法律の施行前に生じた旧学資金の利息及び延滞金等については、なお従前の例によること。

3 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、1の措置に要する費用を補助することができること。

（附則第三条関係）

二 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。